年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 6件

関東神奈川国民年金 事案 7138

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年4月から 38 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私の父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料 については、私又は父親が納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、申立人又はその父親が納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金加入期間について、当該期間を除き保険料を全て納付している上、申立人の所持する年金手帳においても、結婚後の氏名変更及び住所変更の手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金制度に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、当該期間前後の保険料は納付済みとなっていることからも、申立人又はその父親が、途中の12か月と短期間である当該期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和 35 年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで 私は、昭和32年7月20日にC社に入社した後、A社に異動となり、 43年1月31日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、 年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚 生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が 10 人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、複数の同僚の供述により、同社には申立期間においても 10 人以上の従業員がいたと認められることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断

される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時(昭和 35 年 6 月)からA社における資格取得時(昭和 35 年 10 月)までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和 35 年 6 月の社会保険事務所(当時)の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和 42 年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月21日から同年9月1日まで 私は、A社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが判明した。申立期間は、同社がグループ会社の B社を立ち上げたため、同社に移籍した頃である。調査の上、申立期間 を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元取締役及び同社からB社へ一緒に異動した複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和 42 年9月1日にA社からB社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 42 年 6 月の申立人の A社における社会保険事務所(当時)の記録から 2 万 4,000 円とすること が妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しているが、厚生年金保険の記録における申立人のA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和42年7月21日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、

申立人に係る同年7月及び同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年11月30日から同年12月1日まで 私は、平成17年11月30日までA社に在籍していたが、申立期間が 厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間の給料支払明細 書を所持しており、平成17年分給与所得の源泉徴収票における退職日 は、同年11月30日と記載されている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書(平成17年11月分)、平成17年分給与所得の源泉徴収票及びA社が保管する申立人の賃金台帳から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、上記の

給料支払明細書及び賃金台帳から確認できる報酬月額から 16 万円とする ことが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、事業主は保険料を納付していないと回答し ている上、年金事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格 喪失届の記載内容から、事業主が申立人の資格喪失日を平成 17 年 11 月 30 日と届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所(当時)は、 申立人に係る同年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社 会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険 料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立 人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成元年8月15日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日を同日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和31年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月15日から同年11月1日まで 私は、昭和50年4月にA社(後に、B社)に入社し、平成12年4月 まで継続して勤務していた。

しかし、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持している給与明細書及びC企業年金基金が保管しているD厚生年金基金の加入員記録から、申立人がB社に継続して勤務(平成元年8月15日に、同社E工場から同社本社に異動)していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人のB社本社における資格取得日は平成元年 11 月1日となっているが、申立人のD厚生年金基金の資格取得日は同年8月 15 日となっており、B社は、「申立期間当時、資格取得届は複写式の届出用紙であり、当該厚生年金基金に提出されたものと同一のものを社会保険事務所に届け出ていたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成元年8月15日 にB社本社における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会 保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社本社における 平成元年 11 月の社会保険事務所の記録から、26 万円とすることが妥当で ある。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月10日は23万6,000円、同年12月16日及び18年8月11日は24万4,000円、同年12月15日及び19年8月10日は25万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月10日

- ② 平成17年12月16日
- ③ 平成18年8月11日
- ④ 平成 18 年 12 月 15 日
- ⑤ 平成19年8月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①から⑤までの標準賞与額の記録が無い。

賞与支給明細書は所持していないが、賞与支給に関する記載がある平成 16 年から 19 年までの労働契約書があり、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳から、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行 われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及 び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳の 賞与支給額又は控除額から、平成 17 年 8 月 10 日は 23 万 6,000 円、同年 12 月 16 日及び 18 年 8 月 11 日は 24 万 4,000 円、同年 12 月 15 日及び 19 年 8 月 10 日は 25 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで 私は、昭和34年3月9日にC社に入社した後、A社に異動となり、 44年11月30日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、 年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚 生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に勤務した同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が 10 人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、複数の同僚の供述により、同社には申立期間においても 10 人以上の従業員がいたと認められることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断

される。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時(昭和 35 年 6 月)からA社における資格取得時(昭和 35 年 10 月)までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和 35 年 6 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C支社における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで 私は、昭和49年から平成24年までA社に継続して勤務していたが、 申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申 立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険記録及びB社が保管している人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 51 年4月1日に同社C支社から同社D支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和51年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主が資格喪失日を昭和51年3月31日と届け出たことが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和54年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月31日から同年11月1日まで 私は、A社に入社し、同社及び同社のグループ会社に継続して勤務し ていた。その間にA社からB社に転勤したが、継続して厚生年金保険の 被保険者であった。しかし、厚生年金保険の被保険者記録では、転勤時 の申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保 険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和54年11月1日に、A社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和54年10月1日の定時決定の記録から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、当時の事業主は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和54年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことか

ら、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、 申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社 会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険 料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立 人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東神奈川国民年金 事案 7139

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 6 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から51年3月まで

私の国民年金の加入手続は、私の母親が、昭和48年5月又は同年6月頃に、郵便局の職員から加入を勧められて行ったと思う。申立期間の国民年金保険料は、母親が郵便局の職員に、定額貯金の集金の際に一緒に毎月納付していたと思う。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親から証言を得ることができないことから、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が昭和48年5月又は同年6月頃に、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと思うと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、61年3月又は同年4月に行われたものであると推認でき、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と相違する。

さらに、申立期間の始期から上述の国民年金の加入手続時期までを通じて同一区内に居住していたとしている申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7140 (事案 5565 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から58年3月まで

私は、20歳となった昭和54年*月に、当時居住する市の職員だった私の父親が、同市の職員に依頼して、私の国民年金の加入手続を行ってくれたことを憶えている。加入手続後の国民年金保険料は、私が自宅近くの銀行で毎月納付し、夫が会社を退職した57年3月からは、夫と一緒に保険料を納付していたにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できないとして申立てを行ったが、認められなかった。

私は、前回の結果にどうしても納得できないので、新たな資料や新たな 事実は見当たらないが、今回、再度申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、20 歳となった昭和 54 年*月に、父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後は、申立人が、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、i)申立人の国民年金手帳記号番号は、58 年8月に払い出されていることが確認できることから、申立人が当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間を通じて同一市内に居住しており、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii)申立人が居住していた市では、56 年4月に保険料の納付が3か月納付から毎月納付に変更されたことが確認でき、申立内容と一致しないこと等から、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成23年5月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、前回の結果にどうしても納得できないと主張しているが、申立人からは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納

付していたことをうかがわせる新たな具体的な証言が得られない上、新たな資料の提出も無い。

そのほかに、年金記録確認A地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき 新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料 を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7141

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月、同年5月、同年7月、同年9月、同年11月から10年8月までの期間及び13年4月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

なお、平成9年6月、同年8月、同年10月及び10年9月から11年3月までの期間については、年金記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から11年3月まで

② 平成13年4月から15年3月まで

私は、平成 11 年 5 月に社会保険事務所(当時)で、国民年金の加入手続を行った。

申立期間①の国民年金保険料については、加入手続の際に、窓口で国民年金保険料を過年度納付できることを担当者から聞いたので、納付書を後日送付してもらい、50万円から60万円をA銀行B支店で一括納付した。具体的な納付時期の記憶は無いが、送付された納付書で少なくとも2年分の保険料を一括納付したのに当該期間の一部に未納があるばかりか、納付済みとなっている期間の納付方法にも納得がいかない。

申立期間②の国民年金保険料については、毎月納付書により、A銀行B 支店で納付していた。納付金額についての記憶は無いが、当該期間が未加 入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続の際に、窓口で国民年金保険料を過年度納付できることを担当者から聞いたので納付書を後日送付してもらい、50万円から60万円を一括納付したと主張しているが、i)オンライン記録によると、平成9年6月、同年8月、同年10月及び10年9月から11年3月までの期間の保険料をそれぞれ時効直前に納付していることが確認できること、ii)申立期間①の保険料を一括して過年度納付した場

合の納付金額(31万3,200円)と 乖離していることから、申立内容と一致 しない上、仮に、申立人の主張のとおり過年度納付されていた場合、申立期 間①のうち、上述の時効直前に納付された期間の保険料は、還付されること となるが、申立人から当該期間の保険料について、還付の主張は無く、還付 された形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、毎月納付書により金融機関で国民 年金保険料を納付したと主張しているが、平成 15 年4月に国民年金の被保 険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、 当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない 期間である。

さらに、申立期間①及び②については、平成9年1月の基礎年金番号導入 後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図 られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは 考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関 連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断 すると、申立人が申立期間①のうち、平成9年4月、同年5月、同年7月、 同年9月、同年11月から10年8月までの期間及び申立期間②の国民年金保 険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間①のうち、平成9年6月、同年8月、同年10月及び10年 9月から 11 年3月までの期間については、年金記録を訂正する必要なはい。 関東神奈川国民年金 事案 7142 (事案 2781 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年4月から 40 年4月までの期間及び 42 年8月から 43 年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年4月まで

② 昭和42年8月から43年2月まで

私は、夫が知人から国民年金の加入を勧められたので、昭和36年に夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、当該手続後、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。その後、共済組合に加入したものの、しばらくしてその共済組合を脱退したので、再び保険料を納付するようになり、定期的に保険料を納付していた。

このため、私は、前回申立期間について申立てを行ったが、記録訂正は 認められなかった。

今回、私が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを証言してくれる知人が見付かったので、再調査して私の国民年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回、年金記録確認 A地方第三者委員会(当時)に申立てを行っているが、i)申立人は、当初、集金人に国民年金の加入手続を行ったと主張していたが、その後、別の方法により加入手続を行ったかもしれないと述べるなど、加入当時における申立人の記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況が不明確であること、ii)申立人は、共済組合から国民年金への切替手続を行った記憶は無いと述べるなど、申立期間②当時の国民年金への切替手続の状況及び国民年金保険料の納付状況に関する申立人の記憶が明確でないこと、iii)申立人の国民年金手帳及び申立人が申立期間①及び②当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民

年金被保険者の資格取得時期が昭和 43 年 3 月となっていることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であること等を理由として、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会の決定に基づき平成 21 年 11 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から証言者として申出のあった知人からは、 申立人の国民年金への加入や申立期間の国民年金保険料の納付に関する証言 を得ることができず、申立人からも当該期間の保険料を納付していたことを 示す新たな資料の提出が無い。

そのほかに年金記録確認A地方第三者委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 28 日から 44 年 8 月 9 日まで 私が、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が 無いことについて、調査をお願いしたい。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の医療保険厚生年金保険被保険者原票により、A社における医療保険の資格取得日が昭和43年5月28日、資格喪失日が44年8月9日となっていることが確認できることから、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は商業登記簿謄本により、申立期間当時、沖縄県に所在する事業所であったことが確認できるところ、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第104条第1項により、厚生年金保険法による被保険者であった期間とみなされるのは、昭和45年1月1日以後の期間とされていることから、申立期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

また、申立人の上記被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日が昭和 44 年 7 月 1 日、資格喪失日が同年 8 月 9 日と記載されているが、当該被保険者台帳の備考欄には、「法附則第 2 条により 1969 年(昭和 44 年) 7 月から同年 12 月 31 日までは被保険者期間としない。」と記載があるところ、琉球政府立法院制定の厚生年金保険法(1968 年立法第 136 号)附則第 2 条により、保険料給付及び費用の負担に関する規定の施行日である 1970 年(昭

和 45 年) 1月1日より前における被保険者であった期間は、被保険者資格期間に算入しない旨規定されている上、同社において、申立人と同日に被保険者記号番号が払い出されている 51 人全員についても、厚生年金保険被保険者台帳の備考欄に同様の記載があり、オンライン記録においても45年1月1日より前は、厚生年金保険被保険者期間となっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認める ことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 5 月 8 日から平成 3 年 2 月 1 日までの期間、4 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間、9 年 10 月から12 年 4 月までの期間及び同年 6 月から22 年 10 月までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間のうち、平成3年2月1日から4年3月31日までの期間及び同年9月1日から6年11月26日までの期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年5月8日から平成6年11月26日まで

② 平成9年10月から12年4月まで

③ 平成12年6月から22年10月まで

申立期間①は、A社又はB社に、申立期間②は、C社に、申立期間③は、D社又はE社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間のうち、平成3年2月1日から4年3月31日までの期間はA社、同年9月1日から6年11月26日までの期間はB社における厚生年金保険の被保険者期間となっていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、昭和 63 年5月8日から平成3年2月1日までの期間及び4年3月 31 日から同年9月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険の被保険者期間となっていないところ、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該事業主の所在も不明であり、B社の事業主は、「申立人は勤務していたが、当時の資料が無く、

具体的な勤務期間や保険料控除については不明である。」と回答している上、A社及びB社の複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述が得られないことから、当該期間における申立人の具体的な勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社及びB社において厚生年金保険の被保険者記録がある同僚 二人も、申立人と同様に、平成4年3月31日にA社における被保険者資格を喪失し、同年9月1日にB社において被保険者資格を取得しており、 当該期間において被保険者の記録は無い。

なお、申立人は、申立期間①のうち、昭和 63 年 5 月 8 日から平成 3 年 2 月 1 日までの期間及び 4 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間の国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

申立期間②について、C社の回答及び雇用保険被保険者記録により、申立人は、当該期間のうち平成11年1月20日から12年4月22日までの期間について、同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、事業主の子で当時の社会保険担当であった者は、「C社においては、F職は、本人の希望により厚生年金保険に加入させていた。申立人は、厚生年金保険への加入を希望していなかった。」と述べており、C社が保管する平成11年8月17日付けの管轄社会保険事務所(当時)の確認印が押された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書には申立人の氏名は無い。

申立期間③について、雇用保険の被保険者記録及びD社の同僚の供述により、申立人は、当該期間のうち平成12年5月29日から14年1月10日までの期間において同社に、同年2月20日から21年1月31日までの期間においてE社に、同年2月1日から同年5月30日までの期間においてG社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間③当時、D社において社会保険の事務を担当していた 同僚及び申立人の上司は、「D社においては、厚生年金保険に加入を希望 する従業員のみ、厚生年金保険に加入させていた。」と述べている。

また、E社及びG社は、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないところ、E社において、当時、事務を担当していた同僚は、

「E社は、厚生年金保険及び健康保険に加入していなかった。保険料も控除していなかった。」と述べている上、G社の事業主は、「当社は、E社から分社化したが、事業の実質的開始は、平成21年8月からである。申立人は、当社に勤務していたわけではなく、当社名で雇用保険に加入させていたが、E社に出向させていた。実質的経営は、同社で一括して行っていたので、詳細は不明である。」と回答している。

申立人から、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料の提出は

無く、このほか、申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 63 年 5 月 8 日から平成 3 年 2 月 1 日までの期間及び 4 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日までの期間並びに申立期間②及び申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成3年2月1日から4年3月31日までの期間及び同年9月1日から6年11月26日までの期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月1日から同年12月7日まで 私は、昭和54年9月1日からA社に勤務していたが、申立期間の年 金記録が欠落しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と して認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険における被保険者資格取得日が昭和 54 年 10 月 1 日となっていることから、申立人は、少なくとも申立期間のうち同日以後の期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和54年12月7日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、申立人の申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していないが、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については、保険料を控除していなかったと思う旨供述している。

さらに、A社の元同僚に照会したものの、申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8700 (事案 186 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年3月2日から37年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年4月1日から 40 年7月 26 日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月2日から37年4月1日まで

② 昭和37年4月1日から40年7月26日まで

前回、申立期間①のうち、昭和36年4月1日から37年4月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②は、脱退手当金を受領していないことを認めるよう申立てをしたが、認められなかった。

申立期間①は、昭和 34 年 3 月 2 日に A 校に入学し、同校に通いながら、B 事業所で仕事をしていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

また、申立期間②は、オンライン記録によると、昭和 40 年 12 月 6 日 に脱退手当金が支給決定されたことになっているが、このような手続をした覚えがない。

今回、新たな資料は無いが、再度調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年4月1日から37年4月1日までの期間については、C社の人事記録による申立人の入社日、雇用保険における被保険者となった日及び申立人と同期である元同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、それぞれ、申立人の同社での社会保険事務所(当時)の記

録上の厚生年金保険被保険者資格取得日である同年4月1日となっていることから、事業主から社会保険事務所の記録どおりの申立人に係る資格取得届が提出されたものと推認されるなどとして、また、申立期間②については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の40年12月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、及び申立人の同僚は、「退職後、退職金に上乗せされて脱退手当金を受け取った。」と証言していることからC社においては脱退手当金の代理請求を行っていたものと推認され、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられるなどとして、既に年金記録確認D地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成20年10月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立期間①について、申立人は、新たな資料を提出すること無く、A校に在学中にB事業所で仕事をしていたので、同校に入学した昭和34年3月2日から厚生年金保険に加入していたはずであると主張している。

しかしながら、C社は、「当社が保管している保険加入記録によると、申立人は、昭和 37 年4月1日に資格を取得し、40 年7月 26 日に資格を 要失している。申立人の申立期間①に係る記録は無い。A校生の厚生年金 保険への加入の有無については不明である。」と回答している。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の同じページで、申立人と連番で払い出され、かつ、申立人より番号が前である同僚9人全員の被保険者資格取得日は、申立人と同じ、昭和37年4月1日であることが確認できる。

そのほか、年金記録確認D地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき 新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者とし て、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて いたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、新たな資料を提出すること無く、昭和40年12月6日に脱退手当金が支給決定されたことになっているが、このような手続をした覚えがないと、従来の主張を繰り返している。

ところで、脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものであり、脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が

無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、今回、改めて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、申立人の資格喪失日前後に資格を喪失した女子被保険者で同社を含めた厚生年金保険被保険者期間が24か月以上あり、資格喪失後1年以内に厚生年金保険の被保険者となっていない者について、脱退手当金の支給の有無を確認したところ、申立人を含む20人に脱退手当金が支給決定され、複数の同僚は、退職時に脱退手当金を受給した者が多数いた旨供述していることから、同社においては脱退手当金の代理請求を行っていた可能性が高いものと推認される上、上記被保険者名簿における申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記され、資格喪失日から約5か月後に支給決定されているなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していない ものと認めることはできない。 関東神奈川厚生年金 事案 8701 (事案 551、6885、7619 及び 8137 の再申立 て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月2日から42年11月7日まで 厚生年金保険の記録によると、私がA社に勤務した期間については、 脱退手当金として支給済みとされていたため、記録の訂正を求めたが、 認められなかった。前回、私は、脱退手当金を請求したことや受給した ことの記憶は全く無いので、再度調査をしてもらったが、記録の訂正は 認められなかった。

しかし、まだ納得がいかないので、もう一度調査の上、申立期間を厚 生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえないほか、申立人から提出された年金記憶メモ及び手紙等の資料は脱退手当金を受給していないことを立証する資料とは認められないことから、既に年金記録確認 B地方第三者委員会(当時)の決定に基づく平成 21 年 2 月 4 日付け、23 年 9 月 14 日付け、24 年 3 月 22 日付け及び同年 12 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回も前回と同様に、申立人は、新たな資料及び情報を提供することなく、脱退手当金を受け取っていないとの主張を繰り返しているが、これは年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに同委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情

は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

ところで、脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では、保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な 矛盾は見当たらない上、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできな い。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和26年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から13年12月8日まで 年金記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の 標準報酬月額が30万円と記録されているが、実際の給与額は50万円で あった。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成10年10月1日の定時決定により同年10月は50万円、同年11月1日の随時改定により申立期間は30万円とされているところ、当該随時改定及びその後の定時決定については、オンライン記録により適切な時期に手続されていることが確認できる上、遡って訂正された記録や記録の取消しなどの不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人と同じ現場で勤務していたとする複数の同僚の平成 10 年 11 月 1 日の随時改定における標準報酬月額の記録は、申立人と同様、同年 10 月 1 日の定時決定で記録された標準報酬月額より低額になっていることが確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は、「当社は、前の事業主である 兄が設立し、実際の業務を執り行っていた。私は兄に頼まれて代表取締役 に就任したが、従業員の労働条件や給与等については何も知らない。厚生 年金保険料は、社会保険事務所(当時)の請求に基づいて支払っていたと は思うが、従業員個々の標準報酬月額の決定及び控除については何も知ら ない。」と回答している上、当該事業主の兄の住所は不明なため、申立人 の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立人は、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。